

教育公務員特例法の早期改正を求める意見書

子供達に対して強い影響力を持つ教員の政治的行為については、かねて厳正に中立を保つべきと指摘されていたところである。

しかしながら、今般の北海道教職員組合が民主党議員の陣営に不正な資金を提供していた疑いが持たれている事件については、去る3月1日に札幌地方検察庁が北海道教職員組合の委員長代理以下の幹部を政治資金規正法違反容疑で逮捕するという、重大な事態に発展した。

教職員組合の違法な選挙活動については、これまでも平成18年に山梨県教職員組合が参議院選挙で民主党議員を応援するために、組合員の教職員から政治資金を集め、政治団体の政治資金収支報告書に虚偽の記載をしたとして、政治資金規正法違反で有罪となるなどの事件が起きている。

現在、公立学校の教育公務員の政治的行為の制限を定めた「教育公務員特例法」の第18条には、罰則が設けられておらず、これらの事件などを見ると、残念ながら、法の実効性が担保されているとは言い難い状況である。

政府もこのような状況を認め、「教育公務員特例法」の改正について検討する動きが出てきているが、改正すべき点は、公立学校の教育公務員が政治的行為の制限に違反した場合に、国家公務員並みの罰則を設けることのみであり、何ら適法な教員活動に制限を設けるものではない。

よって、国会並びに政府におかれては、直ちに教育公務員特例法の改正に着手するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

富山県入善町議会